

次の者に係る令和 7 年度から令和 8 年度の国民健康保険税納税通知書等は、送達不能のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該公示送達を受ける者に係る新規賦課分の納期限は令和 8 年 8 月 3 1 日とし、納税通知書等は健康部国民健康保険課に保管して、名宛人又はその関係者からの申出があれば、いつでも交付します。

令和 8 年 8 月 1 2 日

前橋市長 小 川 晶

記

公示送達を受ける者 別紙のとおり